

「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針(変更案)」
に対する意見の募集(パブリックコメント)の実施結果について

「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針(変更案)」に対する意見の募集について(パブリックコメント)を、2014年9月16日(火)から10月16日(木)まで実施した。意見提出のあった個人・団体の数は22であり、のべ意見数は297件であった。その内訳については次の通り。

1. 意見提出者数の内訳

メール	21
郵送	0
FAX	1
合計	22

2. 項目別の意見件数

	件数
全体	4
I. 鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項	
第一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する基本的な考え方	66
第二 鳥獣保護管理事業のきめ細かな実施	22
第三 特定計画制度の推進	7
第四 人材の育成・確保	16
第五 鳥獣保護区の指定及び管理	2
第六 狩猟の適正化	11
第七 傷病鳥獣の取扱い	2
第八 鳥獣への安易な餌付けの防止	3
第九 国際的取組の推進	0
第十 感染症への対応	1
第十一 関係主体の役割の明確化と連携	13
第十二 その他鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項	1
II. 希少鳥獣の保護に関する事項	
第一 希少鳥獣の保護及び管理	1
第二 希少鳥獣保護計画及び特定希少鳥獣管理計画の作成に関する事項	16
III. 鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項	
第一 鳥獣保護管理事業計画の計画期間	0
第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	3
第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	0
第四 鳥獣の捕獲等及び鳥獣の卵の採取等の許可に関する事項	39
第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項	0
第六 特定計画の作成に関する事項	36
第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項	6
第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項	1
第九 その他	2
IV. 指定管理鳥獣の管理に関する事項	
第一 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する事項	2
第二 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成に関する事項	7
第三 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成及び実行手続	4
第四 指定管理鳥獣捕獲等事業の委託の考え方	19
第五 夜間銃猟の実施に関する作業計画	7
第六 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施結果の把握と評価	6
合計	297

No.	頁	行	意見の概要	意見 件数	回答
1	全体	全体	個体数のみを保護する目的として考えるのではなく、動物が生息できる環境を整え、生息地の山を、元の住みやすい状態にもどす必要がある。	1	鳥獣の保護及び管理においては、個体群管理、生息環境管理、被害防除対策の3本柱が重要であり、ご指摘の通り、本来野生動物が生息する生息環境の管理についても同様に重要だと考えます。今回の基本指針の変更は、特に緊急を要するニホンジカ・イノシシ等の個体群管理に焦点をあて、法改正によって新たに導入した鳥獣の管理を推進するための措置を受けたものです。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
2	全体	全体	暴力団、営利(経済)団体、外国資本が絡む団体に委託するのは非常に危険。委託先は国内非営利団体に限定すべき。	1	受託先として不適切な者は、個別の業務発注時に個別に判断し、除外されるべきものと考えています。なお、指定管理鳥獣捕獲等事業の委託先については、別途施行規則において、暴力団を排除する規定を設ける予定です。
3	全体	全体	カワウは、水産業に非常に深刻な被害を及ぼしている上、公園、農業用ため池、林地、自然に生息する淡水魚等において生活環境、農林業及び生態系に深刻な被害を及ぼしていることから、指定管理鳥獣とするべき。	1	指定管理鳥獣については、省令で指定することとしており、今回のパブリックコメントの対象ではありません。今後の施策の参考とさせていただきます。
4	全体	全体	国の機関が自ら管理する区域について、国立公園、国定公園(環境省)、国有林(林野庁)、都市公園(国交省)等の他に、想定される区域や機関は何か。	1	国の機関が自ら管理する区域については、具体的に規定しませんが、例えば環境省の管理する区域としては、国立公園や国指定鳥獣保護区が想定されます。なお、国定公園の管理者は都道府県知事です。
I 鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項					
第一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する基本的な考え方					
5	1	7	「また、鳥獣は生物多様性を保全する上で掛け替えのない役割を持ち、人間生活への寄与の有無に拘わらず存在意義を持つ。」を追加すべき。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
6	1	7	最初の記載のみ、「野生鳥獣(以下、鳥獣)」との記載にすべき。	1	法律において、「鳥獣」とは、鳥類又は哺乳類に属する野生動物と定義しているため、原文通りとします。
7	1	11	生物多様性を維持していくことは世界に対しても誇りうることである。「~にもかかわらず維持している」のであればまだしも、方向性だけを示して誇るの根拠のない自画自賛にすぎない。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
8	1	19	イノシシについては生態系被害は報告されていないこと、強度の個体数調整・密度管理は少なくともニホンジカに限定すべきことから、マネジメント上の課題がシカとイノシシとの間で異なっていることを明記すべき。	2	中央環境審議会答申(平成26年1月)を踏まえた記載であり、ニホンジカを念頭に置いた記述ですが、他の鳥獣でも一定の同様の性質が認められると考えられるため、原文の通りとします。
9	1	19	「その原因として気候変動、農林水産業の衰退、林業政策の失政による山林生態系の攪乱などが考えられる。」を追加すべき。	1	当該箇所は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する基本的な考え方を示すにあたって、現状を記載したものです。被害が深刻化した原因については、様々な要因が複雑に関係して、科学的に立証されていないと考えており、原文の通りとします。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
10	1	19	「これらの種による被害については…個体群管理が不可欠である。」→「これらの問題解決のために経済・社会の見直しを含め対処するとともに、農林事業者の自助努力への積極的支援、効果的な生態系保全策が採られるべきである。」に変更すべき。	1	今回の基本指針の変更は、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化につき講ずべき措置について」(中央環境審議会答申)を踏まえた法改正に係る変更であり、小委員会における議論を踏まえた記述であることから、方向性は適切なものと考えます。よって、原文の通りとします。また、本指針は、鳥獣保護管理事業を実施するための基本的な指針を示したものですので、経済・社会の見直しを含めたご提案については、今後の施策の参考とさせていただきます。
11	1	22	「他の野生生物種の保護や生態系全体の保全をも考慮した積極的な個体群管理が不可欠である。」と書かれているが、具体的にどの野生生物種を対象に考えているのか記述すべき。	1	ご指摘の箇所については、捕獲対象とする鳥獣以外の野生生物種を指します。例えば、ニホンジカの食害を受ける希少な植物や、ニホンジカの食害により食草が減少することで影響を受ける希少な昆虫等が考えられます。
12	1	23	下記について、「」の文言を加入すべき。 …積極的な個体群管理が「当面」不可欠である。	1	当該箇所は、法改正の背景を記載したものであり、基本指針は定期的な見直しを行っていることから、「当面」の文言は不要と考え、原文の通りとします。

No.	頁	行	意見の概要	意見 件数	回答
13	1	24	「さらに、環境省…したことを踏まえ、これらの鳥獣の管理を強化することが必要である」→「環境省…した。上記よりこれら管理強化策は問題解決よりもその悪化を招くおそれがあることから、これら施策の見直しを求める。」と変更すべき。	1	一部の鳥獣の増加等による被害の深刻化を踏まえ、「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を実施することが必要と考えており、原文の通りとします。
14	1	25	ニホンジカ及びイノシシについて、①「生息頭数を半減させる」対象域はどこなのか、②現状の生息頭数はどのくらいか、③増加率をどのくらいに見込んでいるのか、④効果検証はどのようにするのか、などの課題があるが、その解決策には明確に言及されていない。科学的な調査に基づく合理的な対策計画が立てられなければ、一部の自治体を除いては効果の乏しい無計画な実施に終わるおそれがある。	1	①は全国、②③は平成25年8月に環境省が公表した個体数推定で示しており、④についてはモニタリングによる評価と見直しを進める旨を基本指針で示しています。
15	1	26	ニホンザルについて「加害群の数の半減」を目指すという目標については、被害対策によって加害度を低減させるという考え方が含まれていることを明記すべき。	2	ご指摘の趣旨を踏まえ、該当部分を以下のように修文します。 「また、同じく両省は、平成26年4月の「被害対策強化の考え方」において、10年後（平成35年度）までに、ニホンザルについては加害群の数の半減、カワウについては被害を与えるカワウの生息数の半減を目指すとした（いずれも侵入防止柵の設置や追い払いなどにより、群れやねぐら・コロニーの加害度を低減させることを含む）。今後、これらの考え方を踏まえた鳥獣の管理を強化することが必要である。」
16	1	28	ニホンザルとカワウを対象とする「被害対策強化の考え方」の方針は、パブリックコメントに掛けられていないため、パブリックコメントを行った上で記述すべき。	1	「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」及び「被害対策強化の考え方」は、記載の通り、環境省及び農林水産省として示したものです。
17	1	29	「これらの鳥獣の管理を強化することが必要である。」を削除すべき。	1	一部の鳥獣の増加等による被害の深刻化を踏まえ、鳥獣の管理の強化が必要と考えており、原文の通りとします。
18	1	35	生息数の減少や生息地の縮小のみを「管理」の手段として定義するのは間違いであり、別の表現に改めるべき。	1	法律上、鳥獣について「管理」とは、「生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させることをいう。」と定義しているものであり、原文の通りとします。
19	1	35	適正な水準の生息数、および適正な範囲の生息地という表現は規定が不可能であり、別の表現に改めるべき。	1	法律上、鳥獣について「管理」とは、「生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させることをいう。」と定義しているものであり、原文の通りとします。
20	1	35	「鳥獣の保護」→「保護」に、「鳥獣の管理」→「管理」に変更すべき。	1	法第2条2項及び3項では、「鳥獣について『保護』とは」「鳥獣について『管理』とは」として定義しています。よって、原文の通りとします。
21	1	35	「管理」という語の用い方が不適切。第一種管理、第二種管理のような中立的な表現を用いるべき。	1	法律上の用語のため、原文の通りとします。
22	1	35	法第2条2項及び3項で定義されている意味で「保護」と「管理」の用語を用いる場合は、それぞれ「2条保護」、「2条管理」とすべき。	1	2頁2行以降の基本指針における定義を示しており、問題ないと考え、原文の通りとします。
23	1	36	「生態系全体の保全」がどのような施策なのか具体的に記述すべき。	1	鳥獣法の目的のひとつとして、生物の多様性の確保を規定したうえで、その中に生態系の保全を含んでおり、鳥獣法においては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図ることにより、寄与すべきものとされています。
24	1	39	①将来個体数や生息地が適正となったと判断され、これを維持させる場合でも、ニホンジカ等は一定の正の自然増加率をもつ傾向があることから、継続した捕獲（間引き）が必要であることが想定される。②逆にニホンジカ等の生息数等が目標水準を下回った時は、逆に生息数をそれ以上減少させない政策が想定される。法上は「生息数等を維持または増加させること」は「保護」と定義されているが、これら①および②の場合は「管理」から「保護」に切り替わるのか。	1	①は、手段として生息数を減少させることから「鳥獣の管理」に該当します。②は、手段として一定の捕獲を行い生息数を減少させる場合は「鳥獣の管理」に該当し、長期的な方向性として、捕獲の抑制を行い生息数を増加させることで適正な状態を維持する場合は「鳥獣の保護」に該当します。
25	2	8	現状の鳥獣保護区は、生息鳥獣及び生息環境等の科学的データの無いまま、惰性的に指定されており、たとえば都道府県の鳥獣保護事業計画に基づいて指定された鳥獣保護区及び特別保護地区が当該都道府県の野生鳥獣相をその区域内に包含しているのか十分に把握できない状態であり、より適切な指定指針（計画策定）の提示が望まれる。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。

No.	頁	行	意見の概要	意見 件数	回答
26	2	11	特措法関係が出て来ているので、鳥獣保護法の「個体数管理」に加えて、「被害管理」、「生息地管理」についても言及すべき。	1	当該箇所は鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画との一層の連携を示しており、当然ながら同計画に基づく「被害管理や生息地管理」との連携を含んでいます。よって、原文の通りとします。
27	2	11	「鳥獣被害防止特措法」の今後の方策を記述すべき。	1	鳥獣被害防止特措法の今後の方策については、別途特措法の基本指針で定められており、本指針に記述することは適切ではありません。
28	2	19	「質の高い狩猟者を育成・確保し、狩猟の適正化を図り、安全な狩猟を促進するとともに、社会における狩猟者の位置づけを高め、地域ぐるみでの取組及び隣接地域との連携の推進を図ることが、長期的には求められている。」と変更すべき。	1	狩猟者の社会的地位の向上については、20頁第六に記載しています。よって、原文の通りとします。
29	2	22	「国際的」が何を指すのか具体的に記述すべき。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。 なお、ご指摘のとおり鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項として、国際的取組の推進をⅠ第九やⅡに記載しており、鳥獣保護管理事業を適切に実施する観点から必要な場合は、国際的な視点で関係者の合意形成を図る必要があると考えています。
30	2	24	「生息数の水準と生息地の範囲を適正化するという鳥獣の保護及び管理の考え方を基本として実施するものとする。」→「野生生物と人との共存を求める原点に戻って実施するものとする。」に変更する。	1	今回の法改正を踏まえた、鳥獣の保護及び管理の基本的な考え方を「国際的、全国的、地域的それぞれの視点で関係者間の合意形成を図りながら、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、生息数の水準と生息地の範囲を適正化する」こととしているものであり、原文の通りとします。
31	2	39	特定鳥獣保護管理計画は、著しく個体数が増加した種または著しく個体数が減少した種に対して計画を策定するものであり、その実態を具体的に書くべきである。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。また、基本指針は、個別の種の実態について言及するものではありません。御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
32	2	39	ニホンカモシカに関する対処方法について記述を加えるべき。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。また、基本指針は、なお、個別の種の対応方針について言及するものではありません。御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
33	2	39	野生鳥獣の管理は、その住処である森、奥山の再生とセットで行わないと不可能であり、奥山の状況が改善するまで、安易に個体調整、捕獲、捕殺の方向に持っていくべきではない。レッドリストの野生生物（特にツキノワグマ）に関しては、人命に及ぼす被害があったということでない限り、殺処分は禁止、捕獲した場合は放獣、という指針にいただき、はっきり明記してほしい。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。なお、基本指針は、個別の種の対応方針について言及するものではなく、地域の実情に応じて、地域の計画で定められるべきものと考えます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
34	3	5	「個体数調整のための捕獲が進んでいる地域」→「個体数調整のための捕獲や個体数調整以外の防除策が進んでいる地域」に変更すべき。	1	ご指摘の趣旨を踏まえ、該当部分を以下のように修正します。 「個体数調整のための捕獲や被害防除対策が進んでいる地域」
35	3	8	目標設定の方法や目標達成の手段に加えて、「モニタリング等の効果検証および計画へのフィードバック」が不足している可能性も指摘すべき	1	御意見を踏まえ、「モニタリングやその結果を踏まえた計画の見直し」が不足している」を追加するよう修正します。
36	3	10	「本来都道府県に求められている個体群管理に必要な調査や捕獲」→「本来都道府県に求められている被害原因についての調査や施策」に変更すべき。	1	特定計画に基づく個体群管理について記載したものであり、原文の通りとします。
37	3	13	「このため、対象種や地域にあった、個体群管理、…」とし、対象種や地域性を反映させたより現実的、具体的な計画策定が必要なことを示す。	1	適切な目標設定としていることから、対象種や地域にあった計画策定が必要ということは含まれるものと考えます。
38	3	13	「このため、個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策について適切な目標設定の下で関係主体が連携し、総合的な実施を図ることに加え、これまで以上に計画策定者である都道府県による主体的な対策の実施が求められる。」を削除する。「鳥獣による被害問題」を当該鳥獣及びその生息地の「管理」によって解決しようとするものであり、不当である。	1	一部の鳥獣の増加等による被害の深刻化を踏まえ、鳥獣の管理の強化が必要と考えており、原文の通りとします。
39	3	22	「クマ1地域」→「クマ2地域」に変更すべき。広域な計画として「白山・奥美濃地域ツキノワグマ広域保護管理指針」および「西中国地域ツキノワグマ保護管理計画」がある。	1	「西中国地域ツキノワグマ保護管理計画」というものはありません。西中国地域ツキノワグマ地域個体群に係る特定鳥獣保護管理計画を、島根県、広島県、山口県の3県が一貫した方針で各県の特定鳥獣保護管理計画として策定しています。

No.	頁	行	意見の概要	意見 件数	回答
40	3	38	「しかし、第二種特定鳥獣管理計画及び特定希少鳥獣管理計画については抜本的な見直しが必要である。」を追記すべき。	1	一部の鳥獣の増加等による被害の深刻化を踏まえ、鳥獣の管理の強化が必要と考えており、第2種特定鳥獣管理計画及び特定希少鳥獣管理計画は必要と考えており、原文の通りとします。
41	3	39	科学的・計画的な鳥獣の保護及び管理に係る専門的な知識、技術及び経験を有する専門的人材として新たに挙げられている認定鳥獣捕獲等事業者について、人材育成の中で、身につけるべき知識、技術等の水準を明確にし、厳しい認定制度を設け、それをクリアした者に適切な名称と権限を付与する制度が必要。	1	御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。 なお、認定鳥獣捕獲等事業者の認定要件等については、環境省令等で定めることとしています。
42	3	41	「都道府県の鳥獣行政担当職員」→「都道府県及び市町村の鳥獣行政担当職員」と変更すべき。	1	特定計画の作成及び実施について記載した場所であることから、都道府県の鳥獣行政担当職員としています。よって、原文の通りとします。
43	3	41	「特に、鳥獣の管理に関する専門的知見を有する者を都道府県の鳥獣行政担当職員に配置することや、認定鳥獣捕獲等事業者制度の適切な運用等により鳥獣管理の担い手を確保することが求められる。」を削除する。管理計画に関わるものであり適当ではない。	1	一部の鳥獣の増加等による被害の深刻化を踏まえ、鳥獣の管理の強化が必要と考えており、第2種特定鳥獣管理計画及び特定希少鳥獣管理計画は必要と考えています。よって、原文の通りとします。
44	4	8	「第二種特定鳥獣の管理の取り組み等により」を削除する。	1	一部の鳥獣の増加等による被害の深刻化を踏まえ、鳥獣の管理の強化が必要と考えており、第2種特定鳥獣の管理の取り組みは必要と考えています。よって、原文の通りとします。
45	4	18	「鳥獣の管理に関する専門性の向上」→「鳥獣の保護及び管理に関する知識と技術の向上」と変更すべき。	1	狩猟者は、鳥獣の管理において、捕獲の担い手として重要な役割を果たしていると認識しています。よって、原文の通りとします。
46	4	22	生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害の防止のための必要であるが、一方で安易な捕獲許可、実施は被害防除よりは駆除という行為を引き起こしかねず、捕獲許可については適切な基準で行うべきであるとの記述が必要。	1	当該記載は、有害鳥獣捕獲の現状と課題を示しており、有害鳥獣捕獲に関する許可基準については、Ⅲに記載のとおり適切に実施することとしています。
47	4	29	更なるわな捕獲における規制の緩和を進めていく必要がある。	1	わなの利用状況、捕獲状況、安全確保等について、実態や課題の把握を行った上で、農林業者が自ら行う被害対策の推進に向けた、わなを用いた捕獲の規制のあり方を検討することについて、4ページ28～30行に記載しています。
48	4	31	(5) 有害鳥獣捕獲と(6) 国際的な取組の間に環境省等が推進する「有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業(旧1303特区)」についても記載すべき	1	有害鳥獣捕獲であることから、(5)に含まれるものと考えます。よって、原文の通りとします。
49	5	28	「生物多様性の保全」は、タイトルを変更すべき。両生類や爬虫類、魚類なども対象にしている法律であれば理解できるが、本法だけを持って「生物多様性の保全」とは言えない。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。 なお、鳥獣保護法の目的として、生物多様性の確保を位置づけています。
50	5	40	環境省のレッドリストで「絶滅の恐れのある地域個体群」は5つあるが、今後、どのような判断をすべきなのか具体的に加筆すべきである。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。なお、基本指針は、個別の種の対応方針について言及するものではなく、個別の地域個体群に関する方針は、地域の実情に応じて、地域の計画で定められるべきものと考えます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
51	5	41	第一種あるいは第二種計画の策定の考え方について、「とくに、ニホンザルやツキノワグマにおいては、都道府県毎に作成されている絶滅が危惧される生物リスト(レッドデータリスト)などを参考にして、対象種の地域個体群の実状に応じて次の各計画を適切に選択して策定すること。」を追記すべき。	1	都道府県レッドリスト等との関係については、都道府県ごとに、それぞれの位置づけを踏まえ個別の種に応じて適切に考慮されるものと考えます。なお、生息分布が隔離している鳥獣については、11頁に保護について特に配慮が必要な鳥獣として考え方を記載しています。
52	6	3	都道府県が第二種特定鳥獣管理計画を定める場合、対象となる特定鳥獣に関して、孤立した個体群など存続の恐れのある個体群がないか検討し、必要に応じて第一種特定鳥獣保護計画を立案することを記載すべき。	2	生息分布が隔離している鳥獣については、11頁に保護について特に配慮が必要な鳥獣として考え方を記載しています。よって、原文の通りとします。

No.	頁	行	意見の概要	意見 件数	回答
53	6	3	都道府県による第1種保護計画及び国の希少鳥獣保護計画の策定を「積極的に」進める旨を明記すべき。	1	当該箇所は、今回の法改正において、鳥獣の管理のための措置を導入するにあたり、第2種特定鳥獣管理計画が策定されていなければ、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施できないことから、必要な場合は、第2種特定鳥獣管理計画を積極的に作成するものとして、追記したものです。なお、p.11において、「特に生息数が著しく増加又は減少している一般鳥獣については、第一種特定鳥獣保護計画又は第二種特定鳥獣管理計画の積極的な作成及び実施により、地域個体群の存続や被害の防止を図るものとする。」と記載しています。
54	6	3	都道府県の第1種保護計画策定にあたり、国は予算措置を含めたインセンティブを準備することを明確にした上で、その活用を都道府県に促すべき。	1	基本指針は、鳥獣保護管理事業の実施のための基本的な指針であり、予算措置について記載することは適切ではないと考えます。なお、法改正で鳥獣の管理を推進するための措置を導入することに伴って、特定鳥獣保護管理計画制度を第1種特定鳥獣保護計画及び第2種特定鳥獣管理計画に整理したものであり、現時点で新たな予算措置や規制緩和等は予定しておりません。
55	6	10	特定鳥獣（シカ、イノシシ、サル、クマ、カモシカ、カワウ）の中でニホンカモシカに関する記述が欠落している。今後どのように対処するのか記述を加えるべきである。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。なお、別途特定計画のガイドラインにおいて、個別の種に関する記載しています。
56	6	11	ニホンザルも含めて大型哺乳類とは通常扱わないため、「ニホンザル等の大型および中型哺乳類。」に修正すべき。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
57	6	14	在来種の定義が不明確。「当該地域に本来の地域個体群を有する鳥獣」である場合でも、どの時期を持って本来と表現するか不明確。分布域を拡大した結果を受けて本来の分布域でないことから、その地域個体群の存続を図る必要がないという判断は不適切である。ここでは、外来種等でない場合と記述すべき。	1	「在来種」は、自然分布域(その生物が本来有する能力で移動できる範囲により定まる地域)に存在する生物を指し、どの時期を持って本来の地域個体群とするかは、その地域個体群の歴史性を踏まえ、個別に判断すべきものと考えます。なお、分布域を拡大している鳥獣については、必要な場合は、地域個体群の拡大を防ぐ(生息地を適正な範囲に縮小させる)ことはありますが、地域個体群そのものについては存続を図る必要があると考えます。
58	6	14	「適正な生息数に誘導する等、適切な鳥獣の管理が必要になる。」→「被害の原因の究明と対策が必要になる。」に変更すべき。	1	一部の鳥獣の増加等による被害の深刻化を踏まえ、鳥獣の管理の強化が必要と考えており、原文の通りとします。
59	6	17	「計画的な管理」→「原因究明と対策」に変更すべき。	1	一部の鳥獣の増加等による被害の深刻化を踏まえ、鳥獣の管理の強化が必要と考えており、原文の通りとします。
60	6	18	「管理」による問題解決は不適正であり、「このため、こうした鳥獣（希少鳥獣を除く。）について都道府県は第二種特定鳥獣管理計画を作成して、適切な管理の推進を図るものとし、第二種特定鳥獣管理計画を効果的に実施していくために、関係主体の役割の明確化と連携、広域的及び地域的な連携並びに地域に根ざした取組の充実及び人材の育成とその活用を図るものとする」を削除すべき。	1	一部の鳥獣の増加等による被害の深刻化を踏まえ、鳥獣の管理の強化が必要と考えており、原文の通りとします。
61	6	23	法第12条は、保護のための捕獲の制限であり、この文脈に即しない。	1	法第12条第3項については、入猟者承認制度を設けて可猟区にすることで、一定の捕獲を促すことも考えられますが、ご指摘を踏まえて分かりやすさの観点から削除します。
62	6	37	狩猟を社会に貢献する活動として積極的に評価する姿勢を示すことが必要であり、「担い手という役割も」→「担い手という役割を」、「普及啓発を行うとともに」→「普及啓発し、狩猟の社会的位置づけについて明確にして行くと共に」、「狩猟の適正化を図るものとする」→「狩猟の適正化を図るとともに、鳥獣の保護及び管理に関する知識と技術に関する教育を進め、質の高い狩猟者の育成を促進するよう努める物とする」、と変更すべき。	1	1点目は、御意見を踏まえ修正します。2点目は、「社会的役割について普及啓発を行う」という記載には、狩猟の社会的位置づけの明確化が含まれると考え、原文の通りとします。3点目は、今回のパブリックコメントの対象は、法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
63	6	38	「狩猟者は、科学的・計画的な鳥獣の管理を図るための担い手」→「狩猟者は、科学的・計画的な鳥獣の管理を図るための捕獲の担い手」と変更すべき。	1	御意見を踏まえて修正します。
64	7	6	「科学的・計画的な保護管理を支える基盤の整備」については、これまでの経過と現状について加筆すべき。	1	2頁36行より、特定計画に関するこれまでの経過と現状のレビューを記載しています。
65	7	12	市町村にも専門の知識及び技術を有する人材を配置すべきであり、「都道府県行政職員」→「都道府県及び市町村行政職員」に変更すべき。	1	鳥獣保護管理事業の実施の方向性について記載した場所であることから、都道府県の鳥獣行政担当職員としています。よって、原文の通りとします。

No.	頁	行	意見の概要	意見 件数	回答
66	7	21	地域住民の理解と協力を得るためには、鳥獣の生息状況、捕獲の状況についての情報公開が必要な旨を記載すべき。	1	御意見を踏まえて、「鳥獣の生息状況及び被害状況とそれらを踏まえた対策の必要性や科学的根拠を丁寧に説明することが必要」と修文します。
67	7	31	「捕獲数の増大が見込まれる中、」→「捕獲数の増大が見込まれる場合も捕獲個体の商業利用は避けるべきである。」と変更すべき。	1	小委員会の議論を踏まえ、捕獲した鳥獣を地域資源として可能な限り食肉等に活用することは重要と考えています。よって、原文の通りとします。
第二 鳥獣の保護管理事業のきめ細かな実施					
68	8	2	レッドリストと希少鳥獣の扱いが不明確であり整理すべき。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。なお、希少種の対象種としてのレッドリストとの関係は、8頁に記載した通りです。
69	8	9	都道府県は地域の実情に応じて、都道府県希少鳥獣を選定し、鳥獣保護管理事業計画に示すにとどまらず、鳥獣以外の野生動植物種については、希少種保護の条例を作ることができることを記述すること。	1	鳥獣以外の動植物については、本指針の対象外です。
70	8	27	「必要に応じて保護増殖事業を実施し」→「生息地の保全、回復を図り」に変更すべき。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
71	9	14	都道府県は、自ら作成したレッドリストや狩猟鳥獣の生息状況に基づき、捕獲等の制限のみならず、必要に応じて狩猟対象そのものから外し、狩猟を禁止することができることを明記すべき。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。なお、37頁に記載したように、狩猟鳥獣であっても、必要に応じて、国又は都道府県が、法第12条に基づき捕獲等の禁止又は制限を行うこととしています。
72	9	21	「第二種特定鳥獣管理計画の積極的な作成及び実施により」を削除すべき。	1	一部の鳥獣の増加等による被害の深刻化を踏まえ、鳥獣の管理の強化が必要と考えており、原文の通りとします。
73	9	23	外来鳥獣については、外来種被害防止行動計画(仮称)の策定などが進んでいる為、その作業との兼ね合いを記述すべき。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
74	9	32	「その際、該当外来鳥獣を可能な限り生かし、殺処分をする場合には苦痛の少ない方法をとる。」を加えるべき。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
75	10	3	特定鳥獣保護管理計画の責任者が都道府県知事であり、指定管理鳥獣等捕獲事業が特定鳥獣保護管理計画の下で進められることを考えると、都道府県知事が地域の事情を勘案して指定できるようにすることで制度として一貫性を保つことができるため、「環境大臣が定める」→「都道府県知事が定める」と変更すべき。	1	法律上、指定管理鳥獣は環境大臣が指定するものとしています。よって、原文の通りとします。
76	10	10	「従来の有害鳥獣捕獲においては…『被害を防ぐための必要最小限』とすることを基本としていたが、指定管理鳥獣の管理にあたっては、地域個体群の存続には配慮しつつも、必要な捕獲等を…留意するものとする。」→「従来の有害鳥獣捕獲においては…捕獲許可申請者自らの農林水産業被害又は生活被害低減の求めに応じて決定される傾向があった。これに対し、指定管理鳥獣の管理にあたっては、地域個体群の存続に配慮しつつ、農林水産業、生活環境及び生態系に対する地域全体の被害を低減させる観点から、科学的な根拠に基づいて捕獲等を…留意するものとする。」に変更すべき。	1	『被害を防ぐための必要最小限』は、従来の基本指針における許可基準に記載していたものであり、今回、指定管理鳥獣についてはこの考えを転換することを定めたものである。よって、原文の通りとします。
77	10	11	「指定管理鳥獣…留意するものとする。」→「指定管理鳥獣についても従来の方針を踏襲し、鳥獣被害の原因につき人間活動に関わる側面の究明と問題解決に当たる。」に変更すべき。	1	集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣について、指定管理鳥獣に指定するものです。よって、原文の通りとします。なお、第2種特定鳥獣管理計画において、個体数管理、生息環境管理、被害防除を実施し、効果的な管理事業に取り組むものとしています。
78	10	17	「都道府県は…指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するよう努めるものとする。」を削除する。都道府県の責務として、指定管理鳥獣を積極的に捕獲することをあげているが、これでは問題の解決にいたらず、かえって問題の深刻化を招くおそれがある。	1	集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣について、指定管理鳥獣に指定し、都道府県等が積極的に捕獲をすることとしています。よって、原文の通りとします。なお、第2種特定鳥獣管理計画において、個体数管理、生息環境管理、被害防除対策を実施し、効果的な管理事業に取り組むものとしています。

No.	頁	行	意見の概要	意見 件数	回答
79	10	25	都道府県別に示される予定の捕獲目標は、全国一律で平成23年度の2倍とするのか。これまで、狩猟を除くニホンジカの捕獲の大部分は、市町村等が行う個体数調整又は有害鳥獣捕獲が担ってきましたが、その捕獲数を少なくとも倍増させる必要があると考えるが、それをどのような方で実現しようとするのか。また、都道府県がこれに従って捕獲を推進することについて、どのように担保していくのか。特に、市町村等による管理捕獲頭数を倍増するために必要となる市町村等の財源については、どのように措置するのか。さらに、ニホンジカが都道府県域を越えて移動する中で、都道府県毎に取組の差異が生ずるような場合、目標達成に向けて、国としてどのように臨むのか	1	国が全国的な視点から設定する指定管理鳥獣の管理の目標は、環境省及び農林水産省が平成25年12月26日に策定した「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」に示したものでありますが、都道府県ごとの管理の目標は、都道府県が設定するものであり、必要に応じて、国から都道府県に対し、目標の設定や見直しに対して助言を行います。目標の達成に向けて今回の鳥獣法の改正では、指定管理鳥獣捕獲等事業を創設したほか、その担い手を確保するため、認定鳥獣捕獲等事業者制度を導入しました。さらに、指定管理鳥獣捕獲等事業を推進するため、都道府県への財政的支援措置を検討しています。なお、鳥獣保護管理事業の実施者であり、第2種特定鳥獣管理計画の策定者である都道府県が、都道府県内における各主体が実施する捕獲全体の調整を行うとともに、管理の目標達成のために必要な捕獲を主体的に実施すべきと考えており、市町村への財源措置をする予定はありません。広域に移動するニホンジカについては、必要に応じて複数の都道府県による協力連携体制を構築する等としています。
80	10	25	指定管理鳥獣捕獲事業について、都道府県の費用負担分に対して8割の特別交付税措置の新設を要望する。なお、「鳥獣に関する保護管理事業は原則として都道府県が実施することとされている」との記載の根拠を御教示いただきたい。今般の法改正により、国が主体的に取り組む事業等の位置付けがなされたことや、「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」で具体的な数値目標が示されたことを踏まえ、野生鳥獣による被害が国民生活を脅かす「災害」の一つとして、国・都道府県・市町村が一体となって野生鳥獣の捕獲等による適切な管理に取り組んでいくことを、当該指針においても明確にしていきたい。	1	財政的支援措置の要望については、今回のパブリックコメントの対象ではありません。また、御意見を踏まえ、「鳥獣に関する保護管理事業は原則として都道府県が実施することとされている」を「都道府県は、第二種特定鳥獣管理計画の策定者として、管理の目標を設定し、都道府県内において各主体が実施する捕獲全体の調整を行うとともに、必要な捕獲を主体的に実施することが求められている」に修正いたします。国・都道府県・市町村による取組については、23頁第十一に記載していますが、58頁18行、59頁24行の特定計画に基づく保護又は管理事業についても、幅広い関係主体が参画・連携するよう修文します。
81	10	32	総合的な管理の必要性について「・・・地域的に連携し、総合的な管理が行われるよう配慮するものとする。」と記載すべき。	1	鳥獣被害防止特措法と鳥獣法は連携・調整しつつ、それぞれの法に基づく鳥獣の管理を推進するものと考えています。よって、原文の通りとします。
82	10	44	「なお、捕獲数は必要最小限とし、被害の原因究明と対策を先行させることとする。」を追加すべき。	1	一部の鳥獣の増加等による被害の深刻化を踏まえ、鳥獣の管理の強化が必要と考えており、原文の通りとします。
83	11	12	第二種特定計画による問題解決は期待できないため、「特に生息数が…図るものとする。」は削除すべき。	1	生息数が著しく増加している鳥獣については、第2種特定鳥獣管理計画に基づく管理が重要と考えており、原文の通りとします。
84	11	28	生息分布が隔離していて生息数が少ないか又は減少している鳥獣で、当該地域個体群の鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る顕著な被害が生じている場合の対応を記載すべき。	1	御意見を踏まえ、「なお、このような鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る顕著な被害が生じており、被害防止のためやむを得ず捕獲が必要な場合においては、第一種特定鳥獣保護計画において、捕獲等の抑制に関する事項を定める等の措置を講じるものとする。」を追加します。
85	11	37	都道府県による第二種特定鳥獣管理計画の作成及び実施や」を「都道府県による生物多様性保全のため鳥獣の福祉に配慮した取り組みや」に変更すべき。	1	生息数が著しく増加している鳥獣については、第2種特定鳥獣管理計画に基づく管理が重要と考えており、原文の通りとします。
86	12	7	「なお、ジュゴンのように絶滅の危機にあるものについてはこれ以上の生息地破壊を止め、効果的な保護策を早急に実施するべきである。」を追加すべき。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
87	12	10	「他の法令による適切な保護または管理が図られないと認められるときは」→「他の法令による保護管理との整合を図りつつ、法による保護管理を実施するために」に変更すべき。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
88	12	14	「調査研究の推進」の核となるのは、まずもって国及び都道府県の自然系調査研究機関と考えるが、その実態は依然として脆弱であり、真摯且つ喫緊な取り組みが必須と考える。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
89	12	24	捕獲に関する項目だけでなく、効果的な被害対策技術やその普及手法の開発、普及体制の検討等、被害対策についても言及すべき。	1	「等」には、効果的な被害対策技術やその普及手法の開発、普及体制の検討等、被害対策も含みうるものと考えます。なお、被害対策については、67頁8～14行にも記載しています。

No.	頁	行	意見の概要	意見 件数	回答
第三 特定計画制度の推進					
90	13	22	以下の「」内を追加すべき。 …「国は予算を措置し、」広域指針作成のために必要な情報の整備に努め」に変更する。	1	基本指針は、鳥獣保護管理事業の実施のための基本的な指針であり、予算措置について記載することは適切ではないと考えます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
91	14	27	広域活動をより実践的なものとするためには、構成員およびその役割分担についても記載すべき。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
92	14	31	バイズ法による個体数推定に関する記述を加えるべき。	1	個体数推定及び将来予測の必要性については記載していますが、個別の手法の詳細については基本指針で示すものではないと考えています。
93	14	34	「モニタリング手法について取りまとめ」→「モニタリング手法の開発予算も措置して取りまとめ」に変更すべき。	1	基本指針は、鳥獣保護管理事業の実施のための基本的な指針であり、予算措置について記載することは適切ではないと考えます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
94	14	40	捕獲技術についてだけでなく、被害対策技術についても言及すべき。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
95	15	13	「目標数」→「目標捕獲頭数」と変更すべき。	1	特定計画に定める目標数は、生息数、生息密度等、「目標捕獲頭数」とは限らないため、原文の通りとします。
96	15	19	「実施計画に基づく保護及び管理の促進」→「実施計画に基づく総合的な保護及び管理の促進」と変更すべき。	1	第一種特定鳥獣保護管理計画又は第二種特定鳥獣管理計画に基づく実施計画に基づく取り組みを記載しているため、原文の通りとします。
第四 人材の育成・確保					
97	16	12	本指針では、鳥獣行政に必要な人材を「研修等」によって育成するとされている。鳥獣は国民の共有財産（生物多様性国家戦略 1995）であり、その適正な保護管理を担う「者」の育成を「研修等」ですますことに憂慮を認めない。	1	17頁7～13行に人材登録制度の整備を図ることも記載しています。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
98	16	15	「鳥獣行政担当職員として配置することが求められる」とあるが、「配置することが積極的に求められる」といったより強い表現によって、人材の育成配置を促す必要がある。また、国は「技術的助言」に止まらず、育成のための財政的支援を可能な限り講じる用意があることや、兵庫県の森林動物専門員のような他県の優良事例を紹介することも記すべき。	1	鳥獣行政担当職員として配置することを求める記載がなされていると考えます。職員の配置については、地方交付税措置済みと考えています。また、技術的助言においては、優良事例の紹介も必要に応じて含まれるものと考えます。
99	16	16	「都道府県等の行政機関」→「都道府県及び市町村等の行政機関」と変更すべき。	1	鳥獣保護管理事業の実施の方向性について記載した場所であることから、都道府県の鳥獣行政担当職員としています。よって、原文の通りとします。
100	16	18	「個体群管理、生息環境管理」→「個体群保護管理、生息環境保護管理」に変更すべき。	1	原文が適切な用語と考えており、原文の通りとします。
101	16	19	「専門的な知識、技術及び経験」の具体的な対象として、以下の点を示すべきである。 ・鳥獣の生息状況等の把握や、防除、捕獲、生息地管理などの保護管理の手法についての知識 ・これらの個別の対策を適切に選択し組合せていく能力 ・被害を受けにくい地域づくりに必要な知識や、保護管理を実施していくための関係者間での合意形成の手法など広範な知識と経験	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
102	16	32	「毎年公表」→「毎年度公表」に変更すべき。	1	「毎年公表」は、法案の附帯決議において用いられている表現であるため、原文の通りとします。 なお、毎年公表であっても、基本的には集計する日を毎年統一する予定であるため、毎年度の公表と実質上変わらないと考えます。
103	16	33	専門的な技術を有する職員を実効力ある形で効果的に配置するため、当該専門的職員を配置したことが明らかな都道府県に対し、これに要する地方負担分を特別交付税措置等により支援していただくよう要望する。また、併せて、都道府県が配置する専門的職員の知識及び技術の向上を図るため、国の主催による専門的な研修を実施していただくよう要望する。	1	財政的支援措置の要望については、今回のパブリックコメントの対象ではありません。なお、鳥獣関係行政に係る職員費を含む財政的支援措置は既存の地方交付税で措置済みであり、都道府県職員の専門的研修については、実施しています。

No.	頁	行	意見の概要	意見 件数	回答
104	16	40	「効果的な個体数管理」→「効果的かつ必要最小限度の個体数管理」に変更すべき。	1	個体群管理は生息状況の適正化のために行うものであって、必要最小限度とするものではないと考えており、原文の通りとします。
105	16	44	捕獲技術についてだけでなく、被害対策技術についても言及すべき。	1	法改正を踏まえて、「特に効果的な捕獲等に関する技術的助言を行う人材が必要」としたものです。よって、原文の通りとします。
106	17	3	「捕獲技術を有する」→「捕獲技術及び生態系保全についての知見と経験を有する」に変更すべき。	1	確実な捕獲を行うためには、捕獲対象とする鳥獣の生態や行動に関する知識が必要であり、「捕獲技術を有する」とすれば、生態系保全についての知見と経験を有することになることから、原文の通りとします。
107	17	4	鳥獣保護管理員については、鳥獣の保護及び管理に関し、近年の高度化又は複雑化する野生鳥獣と国民生活との関係を踏まえ、より地域に密着した助言及び指導が行える体制づくりが急務であり、専門的知識を有する者を的確に配置することが肝要であると考えます。「鳥獣保護管理員」は、まさにこうした役割を担うべき存在であり、行政界にとらわれず、野生鳥獣の生息環境の区域の視点で活動することが必要。その上で、「鳥獣保護管理員」が、市町村あるいは自然公園又は国有林等の国が管理する区域においても業務を行うことができるよう、その経費を応分に負担する仕組みづくりを検討すべき。	1	財政的支援措置の要望については、今回のパブリックコメントの対象ではありません。また、今回の法改正において、鳥獣保護管理員の制度については変更していません。
108	17	5	地域ぐるみの取組としては、集落単位での効果的な捕獲だけでなく被害対策の実施も含めるべき。例えば「効果的な捕獲や被害対策等の実施」にしてはどうか。	1	「等」において被害防除技術も含まれると考えます。よって、原文の通りとします。
109	17	7	「鳥獣の保護及び管理に関する専門的な知識や技術等を評価し」は、どのように評価するかがあいまいである。	1	該当部分は、必要な人材を確保する仕組みを整備する上で、一般的に行うべき評価の事項について記載している部分であるため、原文の通りとします。具体的な評価手法や基準については、個別の事業や仕組みの中で定められるものと考えます。
110	17	7	国は、「人材登録制度の整備等の支援」に先立ち、都道府県が専門的知見を有する鳥獣行政担当職員の配置に対する支援を明示すべき。その上で、具体的な国の支援策として、専門的鳥獣行政担当職員専用の研修プログラムを大学等の高等教育機関と連携して構築し、都道府県の利用に供することを示すべき。このプログラムは従来から環境省が実施している単発、情報提供的なものではなく、体系的・総合的なものであるべき。	1	環境省では、都道府県の鳥獣行政担当職員への研修（上級者向け含む）を実施しているところですが、御意見の趣旨は今後の施策の参考にさせていただきます。なお、17頁14～16行に、国においても大学や高等教育機関と連携した人材の育成・確保に努める旨を記載しています。
111	17	8	「必要な人材を確保する体制」→「必要な人材を育成し確保する体制」と変更すべき。	1	当該箇所は、人材を確保する体制の整備を記載しています。17頁14～16行に、国においても大学や高等教育機関と連携した人材の育成・確保に努める旨を記載しています。
112	17	23	様々な研修プログラムの核をなすものとして、専門的鳥獣行政担当職員専用の研修プログラムを大学等の高等教育機関と連携して構築し、都道府県の利用に供することを明示すべきである。このプログラムは従来から環境省が実施している単発、情報提供的なものではなく、体系的・総合的なものであるべきである。	1	環境省では、都道府県の鳥獣行政担当職員への研修（上級者向け含む）を実施しているところですが、御意見の趣旨は今後の施策の参考にさせていただきます。
第五 鳥獣保護区の指定及び管理					
113	18	33	都道府県指定鳥獣保護区は、現実には前例踏襲に終わっているのが実態である。「愛知目標の達成に留意するならば、国指定鳥獣保護区も含めて、わが国の鳥獣保護区全体をわが国の生物多様性保全（特に鳥獣）保全に、どの程度寄与しているのかをきちんとレビューし、愛知目標の実現を目指すべき。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考にさせていただきます。
114	19	3	鳥獣保護区において、第二種特定鳥獣管理計画の適用はするべきではないため、「なお、鳥獣保護区においても、第二種特定鳥獣の個体数調整に取り組む…被害の軽減も図るものとする。」を削除すべき。	1	鳥獣保護区においても、必要に応じて第2種特定鳥獣の個体数調整は必要と考えています。よって、原文の通りとします。
第六 狩猟の適正化					
115	20	10	「鳥獣の…期待される。」→「狩猟が公共性を持つためには狩猟者が対象鳥獣の生態について十分な知見を持つとともに、鳥獣の生息地保全、生物多様性保全についての理解、狩猟地周辺の農林水産業の実態についての知見を持つことが必要である。」に変更すべき。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考にさせていただきます。
116	20	20	狩猟者は、狩猟対象動物を捕獲することによって個体数を調整するだけでなく、捕りすぎることがないように保護についても責任を有しているため、「適切な鳥獣の管理」→「適切な鳥獣の保護及び管理」と変更すべき。	1	狩猟者は、鳥獣の管理において、捕獲の担い手として重要な役割を果たしていると認識しています。よって、原文の通りとします。

No.	頁	行	意見の概要	意見 件数	回答
117	20	27	「なお、狩猟鳥獣とされるノイヌ、ノネコのなかには一時的に飼い主の管理を離れた愛護動物がある可能性があることを踏まえ、捕殺はせずに動物愛護担当者に処置を任せるようにする。」を追記すべき。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
118	20	31	「錯誤捕獲個体の解放が困難または不可能である場合、あるいは錯誤捕獲されることによる個体の損傷がある場合には網、わなは禁止する。」を追記すべき。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
119	20	37	猟法ごとの特徴、それに基づく適切な実施について「危険を及ぼすことがないように、わなの種類やその特性を理解し、適切な設置の数量並びに・・・」とすべき。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
120	20	38	「見まわりの実施等」→「見まわりの実施、錯誤捕獲個体の解放等」に変更すべき。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
121	20	41	「狩猟者の確保」→「狩猟者の社会的位置づけの向上と確保」に変更すべき。	1	「狩猟者の確保」のために行うべき内容の一つと考えましたので、タイトルではなく、本文に「狩猟の役割について普及啓発を行い、」と追記しました。
122	21	1	「防止を図りつつ、」→「防止を図るだけでなく、狩猟の社会的な役割と質の高い狩猟者の社会貢献についての普及啓発に努めつつ」に変更すべき。	1	御意見を踏まえ、「狩猟の役割について普及啓発を行い、」と追加します。
123	21	2	「狩猟関係の手続きの利便性の更なる向上等」→「地域の適正な狩猟の促進と遠隔地から訪れる狩猟者の制限等」に変更すべき。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
124	21	7	鳥類の鉛中毒の防止および自然環境の鉛汚染を防ぐ観点から、狩猟における鉛弾の使用に関して、将来的には禁止の方向で取り組むべきであり、その旨を記載すべき。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。なお、鉛弾使用については、猛禽類等の鉛中毒に関するモニタリング調査等により鉛弾による影響の適切な把握に努めるとともに、それらの結果等に基づいて検討する必要があると考えています。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
125	21	8	北海道におけるオオワシの鉛中毒による死亡個体事例、および改善策に言及すべき。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
第七 傷病鳥獣の取扱い					
126	21	27	第二種特定鳥獣保護管理計画や指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に伴い、ニホンジカおよびイノシシの捕獲が大規模に実施されるため、鉛弾の使用料が増えることから、傷病鳥獣のモニタリングの項目として、猛禽類における鉛中毒の実態についてのモニタリングを特記すべき。	1	傷病鳥獣からの情報収集については、Ⅲ第九 4(1)⑧に記載しています。猛禽類等の鉛中毒に関するモニタリング調査等により鉛弾による影響の適切な把握に努める必要があることから、御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
127	21	32	「救護に携わる者は防疫に努めるとともに、既に収容している鳥獣への感染拡大のみならず、野生復帰後の自然個体群への感染拡大を防止するために、十分な検疫等の措置を取ることも重要である」に修正すべき。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
第八 鳥獣への安易な餌付けの防止					
128	22	8	「希少鳥獣の保護のために行われる給餌等」→「増えすぎた鳥獣の個体数調整や希少鳥獣の保護のために行われる給餌等」に変更すべき。	1	個体数調整を行う目的で、餌付けによって誘引する場合については、「等」に含まれるものとして、原文の通りとします。
129	22	8	望ましくない「安易な餌付け」の定義を含むガイドライン作成を検討すべき。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
130	22	10	「また、鳥獣を観光等に利用するための餌付けについても、…十分配慮するものとする。」→「また、鳥獣を…原則的に禁止する。」に変更すべき。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
第九 国際的取組の推進					
第十 感染症への対応					
131	22	25	「また、救護に名を借りた違法、不適正な鳥獣の飼育、使用等がなされないようにする。」を追記すべき。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。

No.	頁	行	意見の概要	意見 件数	回答
第十一 関係主体の役割の明確化と連携					
132	23	3	鳥獣保護管理法に定める関係主体は依然として（表面上は）国及び都道府県のみである。市町村は鳥獣の「管理」を今後とも担ってゆく重要な関係主体であることから、本法のなかに市町村の役割や責務等を明記すべき。	1	法律上に規定すべき事項については、パブリックコメントの対象ではありません。なお、法律上の権限を持って実施する主体は、主に環境大臣及び都道府県知事となっていますが、市町村の役割は指針に記載しています。
133	23	11	都道府県境で国・都道府県・市町村による共同の捕獲活動を実施するような場合は、国の管理する区域が含まれる場合は、国に捕獲に要する経費の負担をお願いしたい。また、国が行う「技術的支援」について、具体的に教示願いたい。「必要に応じて、都道府県が作成した指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に則った事業を自ら実施する」について、「必要」と判断する主体及び「必要・不要」の判断根拠について教示願いたい。	1	財政的支援措置の要望については、今回のパブリックコメントの対象ではありません。なお、指定管理鳥獣捕獲等事業については、現在交付金を要望しているところであり、国が管理する区域内で都道府県が当該事業を実施する場合にも交付対象となるよう検討しています。市町村への技術的支援としては、地域ぐるみで取り組む鳥獣被害対策に関する研修会の実施や情報提供等を行っています。国の機関は、国の機関が自らの業務の遂行上必要があると認める場合は、自ら捕獲を行います。国の機関が指定管理鳥獣捕獲等事業として実施する必要があると判断した場合は、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に則った事業を行うこととしています。
134	23	11	「また、鳥獣に関わる問題の要因として人間活動がある場合、内容的究明と対策を各省庁を通して横断的に行い諸施策の見直し解決策の追求を行う。」を追記すべき。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
135	23	12	国の役割として、国の機関が管理する区域内では、主体的に保護、管理事業に取り組むべきで、必要に応じて、都道府県が作成した指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することを明記すべき。	1	指定管理鳥獣の管理に関する国の役割は、I 第二1(4)②指定管理鳥獣の管理の考え方に示したとおり、全国的な観点からの管理の目標の設定や基本的な指針の策定、情報収集、評価や技術的助言等です。指定管理鳥獣の捕獲については、管理者として、自らが管理する区域において、その区域を管理する目的の達成のために必要な場合において自ら捕獲をし、必要な場合は指定管理鳥獣捕獲等事業として実施するものです。よって、原文の通りとします。
136	23	16	「…技術的な支援等に努めるものとする」→「…技術的な支援及び人材の育成等に努めるものとする」に変更すべき。	1	第十一は鳥獣保護管理事業の実施に当たった役割分担であり、人材の育成・確保については第四に記載しています。よって、原文の通りとします。
137	23	18	「技術的な支援等に努めるものとする」→「技術的および予算の支援に努めるものとする」に変更すべき。	1	基本指針は、鳥獣保護管理事業の実施のための基本的な指針であり、予算措置について記載することは適切ではないと考えます。よって、原文の通りとします。なお、市町村に対しては、鳥獣被害防止特措法に基づき、財政的支援措置がなされています。
138	23	19	「鳥獣問題が人間活動に起因することが多いことに鑑み、これに対処するための横断的な組織を設け、関係諸団体、NGO、専門家の参画を得ながら解決に努める。」を追記すべき。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
139	23	31	「当該鳥獣を…見直すものとする。」→「当該鳥獣に関わる問題について、それが人間活動にも関わることを踏まえ関係諸団体、住民等の理解、協力を得て問題の究明、解決に当たる。」に変更すべき。	1	第2種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の管理の推進が有効と考えています。よって、原文の通りとします。
140	23	35	「実施状況をモニタリングし、その結果を踏まえ計画を」→「実施状況をモニタリングし、その結果を踏まえ計画や過去に算出した結果を」に変更すべき。	1	御意見の内容については、計画の見直しに含まれるものと考えます。個体数推定を行う場合における過去の生息数の見直しについて、さらに示す必要がある場合は、通知やガイドライン等で示すべきものと考えます。御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
141	24	8	「個体群管理、生息環境管理並びに被害防除対策」→「人間活動の見直しを含む問題究明と対策」に変更すべき。	1	特定計画の3本柱として、「個体群管理、生息環境管理、被害防除対策」に係る総合的な取組が重要と考えています。よって、原文の通りとします。
142	24	24	「特に当道府県または国のレッドリストに掲載されている鳥獣についてはその生息環境を攪乱すること、生息地または生息地となり得る地域の開発行為は禁止すること。」を追記すべき。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
143	24	26	「餌付けなどの行為を行わないよう努めること。」→「餌付けなどの行為を行わないこと。」に変更すべき。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
144	24	35	防護柵の設置や適切な維持管理について加筆すべき。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。

No.	頁	行	意見の概要	意見 件数	回答
第十二 その他鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項					
145	25	39	「鳥獣の増殖、放鳥獣はそれによる在来種の遺伝子情報や生息環境の攪乱、農林水産業への被害増加と駆除圧の増加等が起こる可能性があるため、計画段階で影響評価を行い保護団体を含む関係者の合意を得たうえで慎重に行う。」に変更すべき。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
II 希少鳥獣の保護に関する事項					
第一 希少鳥獣の保護及び管理					
146	27	13	「計画的な管理」→「問題についての究明と捕獲を可能な限り避ける被害防止」に変更すべき。	1	小委員会の議論を踏まえ、計画的な管理が必要と考えています。よって、原文の通りとします。
第二 希少鳥獣保護計画及び特定希少鳥獣管理計画の作成に関する事項					
147	27	33	「その安定的な維持…計画的な管理」→「その安定的な維持及び生息地の保全…計画的な被害防止」に変更すべき。	1	特定希少鳥獣管理計画の対象とする鳥獣を記載したものであり、原文の通りとします。
148	27	39	計画の期間は、鳥獣保護管理事業計画期間と連動すべき。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
149	28	3	「の生息数…保護及び管理の」→「と人間活動及び生物多様性との適正な関わり方を」に変更すべき。	1	小委員会の議論を踏まえ、保護又は管理の目標として定める必要があると考えており、原文の通りとします。
150	28	9	「保護事業又は管理事業」→「事業」に変更すべき。	1	事業の内容を明確に示すため、原文の通りとします。
151	28	15	「生息数…また、」を削除すべき。	1	小委員会の議論を踏まえ、必要な記載と考えており、原文の通りとします。
152	28	18	「管理計画」→「に関わる事業計画」に変更すべき。	1	法律上の計画の名称であり、原文の通りとします。
153	28	29	「新しい生息地の形成」→「生息地及び生息地となり得る場所の保全」に変更すべき。	1	小委員会の議論を踏まえ、適切な記載と考えており、原文の通りとします。
154	28	37	「さらに、新たな生息地の形成…とする。」を削除すべき。	1	小委員会の議論を踏まえ、必要な記載と考えており、原文の通りとします。
155	28	40	「管理」→「による被害に対処する事業」に変更すべき。	1	小委員会の議論を踏まえ、適切な記載と考えており、原文の通りとします。
156	28	43	「管理」を削除すべき。	1	事業の内容を明確に示すものであり、原文の通りとします。
157	29	2	「ア 特定希少鳥獣の個体群管理のための方策に関する事項」を削除すべき。	1	計画に定めるべき必要な事項と考えており、原文の通りとします。
158	29	5	「被害防除対策は、被害の未然防止を図るための基本的な手段であり、また、管理の効果を十分なものとするうえで不可欠な手段であることから、これらの施策と連携を図りつつ、管理事業を実施するものとする」を削除すべき。	1	アは、計画に定めるべき必要な事項と考えており、原文の通りとします。
159	29	30	「人工増殖、放鳥獣の方法及び内容、」を削除すべき。	1	小委員会の議論を踏まえ、適切な記載と考えており、原文の通りとします。
160	29	33	「管理」→「による被害に対処する」に変更すべき。	1	特定希少鳥獣の管理のための計画であり、適切な記載と考えており、原文の通りとします。
161	29	43	「7 特定希少鳥獣の被害防除対策に関する事項」を削除すべき。	1	計画に定めるべき必要な事項と考えており、原文の通りとします。
162	30	9	「の保護または管理」→「に関わる事業」に変更すべき。	1	事業の内容を明確に示すものであり、原文の通りとします。
III 鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項					
第一 鳥獣保護管理事業計画の計画期間					
第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項					
163	31	10	鳥獣保護区及び特別保護地区の計画書には、生息鳥獣及びその動態、生息環境等の正確な情報が十分に記載されないことが多いため、適切なフォーマットを示すか、さもなければ「国指定鳥獣保護区」の理想的な指定書・計画書を作り、都道府県がそれらを参考にして作成するよう指針に明記することが望ましい。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。

No.	頁	行	意見の概要	意見 件数	回答
164	31	31	「鳥獣の管理のための捕獲」→「被害に対処する事業」に変更すべき。	1	鳥獣保護区内においても、管理のための捕獲が必要な場合があると考えており、原文の通りとします。
165	35	18	「第二種特定鳥獣管理計画に基づき第二種特定鳥獣の狩猟を行うことができる特例制度の活用」→「適正な被害防除事業」に変更すべき。	1	特例制度の活用は有効と考えており、原文の通りとします。
第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項					
第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項					
166	39	20	「の管理」→「による被害の防止」に変更すべき。	1	被害防止は管理に含まれるため、原文の通りとします。
167	39	34	「その生息数を適正な範囲に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させる」を削除し、35行の「必要な」→「必要最小限の」に変更すべき。	1	管理のための計画に基づく鳥獣の数の調整を目的とした捕獲許可について示したものであり、原文の通りとします。
168	40	17	特別な事由を目的とする場合の鳥獣捕獲等許可の基準中、6)前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護又は管理その他公益に資すると認められる目的として列記される具体的目的の記述の「個体の追跡」の次に「、狩猟者の育成教育」を加えるべき。	1	通常の新規狩猟者の育成教育は、狩猟免許の取得及び狩猟者登録後、狩猟期間中に行われるものと考えます。よって、原文の通りとします。 なお、当該基準は「～捕獲等又は採取等する場合「等。」としておりますので、ご指摘のようなケース（申請内容）が個別具体的に鳥獣の保護又は管理その他公益に資すると認められる場合は、許可対象となりえます。
169	40	19	クマ類の錯誤捕獲の恐れが少ないと判断する上での勘案すべき生息状況について、「保全上特に留意の必要な孤立個体群や小個体群を除き」などと、明確に記述すべき。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
170	40	19	「ただし、…ものとする。」を削除すべき。本来、くくりわなの使用は禁止するべきだが、少なくとも、捕獲個体に与える苦痛を和らげるための基準は例外なしに守られるべき。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
171	40	20	くくりわなの輪の直径の考え方を明記すべき。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。 なお、くくりわなの輪の直径の考え方については、内径の最大長の直線に直角に交わる内径として、都道府県等の関係行政機関に周知しております。引き続き、必要に応じて周知徹底を図ります。
172	40	26	「とらばさみを使用した方法での許可申請の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであること」を削除する。とらばさみにより捕獲される個体は苦痛を受け、ときには自ら捉えられた肢を咬みきる等残酷な結果を招くので、鳥獣福祉の観点から許容できない。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
173	40	32	「錯誤捕獲のおそれが少ないことを条件とし、見回りなどを毎日行う等して捕獲個体は速やかに、また、苦痛の少ない方法で殺処分する。また、錯誤捕獲があった場合は捕獲個体を速やかに解放することができることを条件とする。」を追記すべき。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
174	40	33	わなによる捕獲方法がはこわなに限定されてしまうと、捕獲目的が達成されない場合も出てくるため、削除すべき。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
175	40	41	「住民の安全」→「住民及び愛護動物の安全」に変更すべき。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
176	41	28	ツキノワグマの放獣については、全国の実態を十分把握して記述すべき。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
177	41	33	わな捕獲のための安易な餌付けにも追記すべき。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
178	42	4	「放鳥獣の検討を行うこと」→「必要に応じて傷害の治療を行い放鳥獣を行うこと。また錯誤捕獲個体が死亡しているときには違法捕獲として処分すること」に変更すべき。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
179	42	13	捕獲個体についての正確な報告義務は安易な捕獲により鳥獣個体群の生息、生息環境の攪乱等を防ぐためにも必要であり、「適当と認める場合には」を削除すべき。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。

No.	頁	行	意見の概要	意見 件数	回答
180	42	17	錯誤捕獲情報の収集を努力規定に止めると、山林で行われるわなによる捕獲による違法捕獲が野放しにされるため、「収集に努める」を「収集する」にする。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
181	42	43	「研究により鳥獣に苦痛を与える等動物福祉に反することがないこと。」を追記すべき。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
182	43	17	「ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りではない。」を削除すべき。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
183	44	44	傷病により保護を要する鳥獣の保護のための捕獲について、実態として、傷病鳥獣を保護するケースのほとんどが個人であり、そのまま違法の自覚のないうちに、違法飼養を行っているケースが見受けられる。保護のための捕獲の位置づけ、捕獲後の個体の措置、県警機関への連絡、飼養等について一定の指針を示すべき。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
184	45	39	防除対策により被害等が防止できる場合であっても、個体数調整が必要な場合もあることから、「被害等の防止が困難と認められるとき」とすべき。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
185	46	12	「被害のおそれがある」という具体性を欠く理由での予察駆除、すなわち積極的かつ持続的な捕殺に反対する。特にツキノワグマを積極的な管理対象とすることに反対する。同行を削除し、特に「ツキノワグマ」は削除すべき。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
186	47	3	住居集合地域における麻酔銃猟の使用は危険であるため、その危険性に言及すべき。	1	麻酔銃猟に関する留意点等については、通知等で都道府県に示す予定です。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
187	47	3	住居集合地域等で発生する被害は生活被害だけでなく、人身被害の発生も想定されるため。人身被害に関わる被害防止も目的に含めるべき。	1	生活環境被害には、人身被害を含みます。よって、原文の通りとします。
188	47	15	「市町村における捕獲数を定期的に把握」では不足。隣接する都道府県での捕獲数も把握する必要がある。	1	当該都道府県内において、第二種特定鳥獣管理計画における捕獲目標数等との整合を図るための方法に関する記載であり、隣接する都道府県での捕獲数の把握は必ずしも必要ではないため、原文通りとします。 なお、I 第三1（1）広域的な鳥獣の保護及び管理の考え方において、広域的に分布又は移動する鳥獣の地域個体群について、以下のように記載しています。 「広域指針が作成された場合には、関係都道府県は当該広域指針との整合を図りつつ特定計画が作成されるよう努め、適切な保護管理事業を実施するものとする。 なお、広域指針が作成されない場合であっても、関係都道府県の地域個体群の生息状況や被害の発生状況を踏まえ、必要に応じて関係する都道府県等の連携や情報の共有等による広域的な鳥獣の保護又は管理の実施に努めるものとする。」
189	47	34	住宅等の建物内に加えて、農業用ビニールハウスなどの農業用施設敷地内でも小型箱わなによる捕獲も免許不要と明記すべき。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
190	47	37	農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内で捕獲する場合に、囲いわなに加えて箱わなを明記すべき。	1	わなの利用状況、捕獲状況、安全確保等について、実態や課題の把握を行った上で、農林業者が自ら行う被害対策の推進に向けた、わなを用いた捕獲の規制のあり方を検討することが求められている旨、4ページ28～30行に記載しています。
191	47	37	「事業地内」に続き「（ただし山林を除く）」を加えるべき	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
192	47		「クマ類の生息しない地域や放獣体制が確保されている場合など、一定の条件下での箱わなの設置容認の可能性も検討する」と追記すべき。	1	わなの利用状況、捕獲状況、安全確保等について、実態や課題の把握を行った上で、農林業者が自ら行う被害対策の推進に向けた、わなを用いた捕獲の規制のあり方を検討することが求められている旨、4ページ28～30行に記載しています。よって、原文の通りとします。
193	48	17	第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を優先することが必要か。	1	第二種特定鳥獣管理計画を策定している種については、第二種特定鳥獣管理計画に基づき数の調整を行うべきものと考えます。

No.	頁	行	意見の概要	意見 件数	回答
194	48	28	指定管理鳥獣及び外来種等についても、無制限な捕殺は許されないため、「ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等に係る被害防止を目的とする場合には、(7)～(9)は適用しない」を削除すべき。	1	指定管理鳥獣は集中的かつ広域的に管理を図るものとして指定するものであり、外来鳥獣については、我が国に生息地を有しておらず、生態系等の被害が生じるおそれがあるときは根絶を含めて防除を行う必要があることから、原文の通りとします。
195	48	35	指定管理鳥獣、外来種または飛行場の区域内について、被害が生じていない場合にも、また、必要とされない期間にも捕殺が許されるとする案に反対であり、同行を削除すべき	1	指定管理鳥獣は集中的かつ広域的に管理を図るものとして指定するものであり、外来鳥獣については、我が国に生息地を有しておらず、生態系等の被害が生じるおそれがあるときは根絶を含めて防除を行う必要があることから、原文の通りとします。
196	49	3	予察駆除に反対であり、「予察捕獲の許可については、被害発生予察表に基づき計画的に行うよう努めるものとする」を削除すべき。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
197	49	33	「また、猛禽類の鉛中毒を防止するため…鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努めるものとする。」→「また、…使用しないものとする。」に変更すべき。希少な猛禽類の鉛中毒事例は多数報告され、これを防ぐためには案文にある努力規定では不足である。	1	法律上全国で禁止していないことから、原文の通りとします。なお、鉛弾使用については、猛禽類等の鉛中毒に関するモニタリング調査等により鉛弾による影響の適切な把握に努めるとともに、それらの結果等に基づいて検討する必要があると考えています。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
198	50	2	「捕獲隊」→「被害対策隊」とすべき。被害対策としては、捕獲のみではなく追い払い、電気柵設置などより有効な手段があり得る。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
199	50	7	被害対策として捕獲のみに偏ることは適正でないため、同行にある「捕獲」を削除し、8行については「捕獲の」を削除すべき。	1	捕獲許可の考え方を示したものであり、原文の通りとします。
200	50	10	「技術の優れた者」の前に「関係地域の農林業者との連携のもとに防除策を実行する技術を持つ者」を追記すべき。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
201	50	14	「市町村の境界を越えた…助言するものとする。」→「住民の理解と合意の上で、当該地域の適当な場所を順次野生生物の領域に戻すことを選択肢として考慮する。」に変更すべき。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
202	50	43	「実施者には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれる…」→「実施者には被害等の発生地域の地理、農林水産業の状況及び鳥獣の生息状況、生息地の自然環境を把握している者が含まれる…」に変更すべき。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
203	52	17	2011年にメジロは、原則として愛玩飼養を許可しないとされたはずであるが、言及されていない。メジロの許可に関して、愛玩飼養が原則禁止となった、これまでの経緯を明確にすべき。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。 なお、原則としてメジロの愛がん飼養を許可しないこととしたことを受けて、「これまで一部認められてきた愛玩のための飼養を目的とする捕獲等については、今後、廃止を検討する。」と記載しています。
204	53	35	「狩猟者の育成教育の目的で行う捕獲等又は採取等は、学校法人が鳥獣の保護又は管理に係る教育課程の一環として実施されるものであって、受講者及び指導者が狩猟免許を受けており、指導者は実猟経験を有し、かつ捕獲対象の鳥獣の種類・数、期間、区域、方法等が明らかにされているものに限る。」を追記すべき。	1	通常の新規狩猟者の育成教育は、狩猟免許の取得及び狩猟者登録後、狩猟期間中に行われるものと考えます。 なお、「狩猟者の育成教育の目的」で公益に資すると認められて行われる捕獲等又は採取等の許可判断を行う場合には、ご指摘のような観点も含めた申請内容の審査が必要と考えており、今後の施策の参考とさせていただきます。
第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項					
第六 特定計画の作成に関する事項					
205	56	38	「生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させる」→「生息数の自然な増加、若しくはその生息地の自然な拡大を妨げないこと」に変更すべき。	1	法律上の第1種特定鳥獣保護計画の定義であり、原文の通りとします。
206	56	42	「なお、生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大が確認されていない場合であって、人とのあつれきが顕在化している、または顕在化する可能性があり、適切な管理でこれを回避する必要があると認められる鳥獣等についても計画の対象とする。」を追記すべき。	1	法律上、第2種特定鳥獣管理計画は、生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して当該鳥獣の管理を図るため特に必要があると認めるときに、作成することができるとしています。人とのあつれきが顕在化している場合においては、生息地の範囲の拡大等が生じていることが予想され、場合によっては第2種特定鳥獣管理計画の対象となり得ることも想定されますが、都道府県において、地域の実情に応じて適切に判断されるものと考えます。

No.	頁	行	意見の概要	意見 件数	回答
207	56	43	「生息数の著しい増加又は」→「生息数の増加や回復、又は」に変更すべき。	1	法律上、第2種特定鳥獣管理計画は、生息数が著しく増加し、又は生息地の範囲が拡大している鳥獣について作成することとしています。生息数が回復した場合においても、これに該当する場合は第2種特定鳥獣管理計画を作成することが可能です。よって、原文の通りとします。
208	56	43	「生息数の著しい増加又は生息地の拡大」に「又は人間活動に起因する原因」を追記すべき。	1	追記の必要性が認められないことから、原文の通りとします。
209	57	3	「生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させる」→「被害原因を究明し、対処する」に変更すべき。	1	法律上の第2種特定鳥獣管理計画の定義であり、原文の通りとします。
210	57	14	「鳥獣の生息状況等に大きな変動が生じた場合等は」→「鳥獣の生息状況等に大きな変動または、推定値の大きな修正が生じた場合等は」に変更すべき。	1	ご指摘の通り、推定の大きな修正が生じた場合は計画の見直しをすべきと考えますが、「生息状況等に大きな変動が生じた場合」に含まれるものと考え、その詳細については、必要に応じて、通知やガイドライン等で示させていただきたいと考えます。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
211	57	42	「生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲等の」を削除すべき。	1	保護の目標の例を示したものであり、原文の通りとします。
212	58	8	「捕獲数」→「管理目標」に変更すべき。	1	指定管理鳥獣捕獲等事業を行うにあたっては、捕獲数の把握が必要と考えています。よって、原文の通りとします。
213	58	8	鳥獣の生態によっては個体数推定や将来予測が難しい種も想定されることから完全な予測は不可能であると考え、可能な範囲において個体数を推定するといった個別の検討又は判断を可能としていただきたい。	1	御意見を踏まえて、「個体数推定及びそれを基にした可能な限りの将来予測」と修文します。
214	58	11	「目標を見直すことが望ましい。」→「目標を見直すこと」に変更すべき。	1	特定計画の目標の順応的な見直しについては、57頁36行～に記載しています。当該箇所は、更に特定計画の期間内であっても、定期的に管理の目標の進捗状況を評価して見直しを行うことが望ましいとするものです。よって、原文の通りとします。
215	58	13	「適切な目標を設定するよう努めるものとする。」→「適切な目標を設定する」に変更すべき。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
216	58	19	「関係主体が連携し」→「幅広い関係主体が参画、連携し」に変更すべき。	1	御意見を踏まえて修文します。
217	59	15	「忌避剤および威嚇音等」を削除すべき。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
218	59	24	「都道府県レベル又は市町村レベル」→「隣接する都道府県間で連絡をとりつつ、都道府県内レベル又は市町村レベル」と変更すべき。	1	該当部分は、第2種特定鳥獣管理計画を実施するにあたっての一般的な記載であり、隣接する都道府県間での連絡は必ずしも必要ではないため、原文通りとします。 なお、I第三1(1)広域的な鳥獣の保護及び管理の考え方において、広域的に分布又は移動する鳥獣の地域個体群について、以下のように記載しています。 「広域指針が作成された場合には、関係都道府県は当該広域指針との整合を図りつつ特定計画が作成されるよう努め、適切な保護管理事業を実施するものとする。 なお、広域指針が作成されない場合であっても、関係都道府県の地域個体群の生息状況や被害の発生状況を踏まえ、必要に応じて関係する都道府県等の連携や情報の共有等による広域的な鳥獣の保護又は管理の実施に努めるものとする。」
219	59	34	「なお、個体群管理の基礎となる生息数、生息密度などの推定値には幅があることから、モニタリング結果や新たな科学的知見により推定値の見直しが必要な場合には、学識経験者による検討を経て柔軟に対応するものとする。また、順応的管理の見地から、個体群管理計画及び実施計画についても、見直した生息数等に基づいて速やかな修正に努めるものとする。」を追記すべき。	1	御意見の内容については、管理の目標について記載した58頁5～13行に含まれるものと考えますが、その詳細については、必要に応じて、通知やガイドライン等で示すべきものと考えます。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。

No.	頁	行	意見の概要	意見 件数	回答
220	60	2	「なお、地域個体群の安定した存続を確保する上で特に重要な生息地については、必要に応じて捕獲等又は採取等を禁止し、又は抑制的に実施する措置を講じるものとする。」→「なお、地域個体群の安定した存続を確保する上で特に重要な生息地については、必要に応じてその捕獲等又は採取等を禁止し、又は抑制的に実施する措置を講じ、場合によっては一定の区域を区分して第1種特定鳥獣保護計画の対象として十分な保護を図るものとする。」に変更すべき。	1	第2種特定鳥獣管理計画に基づく管理事業を記載した箇所であることから、原文の通りとします。なお、第1種特定鳥獣保護計画及び第2種特定鳥獣管理計画については、原則として地域個体群を対象として作成するものとしています。
221	60	8	「当該地域個体群の長期にわたる生息状況の適正化を図るために、その生息状況を踏まえ、鳥獣の採餌環境の改善、里地里山の適切な管理、河川の良好な環境と生物生産力の復元及び特に重要な生息地においては森林の育成等を実施すること、生息環境管理の推進を図るものとする。その際には、関係する地域計画等との実施段階での連携を図るものとする。」→「当該地域個体群の長期にわたる生息状況の適正化を図るために、その生息状況を踏まえ、鳥獣の採餌環境の改善、里地里山の適切な管理、河川の良好な環境と生物生産力の復元及び特に重要な生息地においては森林の育成等を実施すべく、国の行政機関及び都道府県の関係部局と連携し、農地および林地の利用にかかわる法令について有する権限が各法令の目的の範囲内で効果的に活用されることにより、生息環境管理の推進を図るものとする。その際には、関係する地域計画等との実施段階での連携を図るものとする。」に変更すべき。	1	特定計画に基づく生息環境管理の内容について指針を示したものです。なお、生息環境管理全体については修正します。
222	60	9	「鳥獣の採餌環境の改善、里地里山の適切な管理」→「鳥獣の採餌環境及び里地里山の適切な管理」に変更すべき。ニホンジカにおいては、森林伐採や林道法面等の開発行為がシカにとっての採餌環境を改善する機会が多いことから、採餌環境は改善するだけでなく侵入防護柵の設置等による利用制限など適切な管理が必要。	1	御意見を参考に、生息環境管理全体を修正します。
223	60	13	第二種計画の管理事業においては、鳥獣保護区や休猟区を強調することは不必要だと考えられるため、「また、特に生息環境として…指定を検討するものとする。」は削除すべき。	1	御意見を踏まえて削除します。また、第二種特定鳥獣管理計画の管理事業のうち、生息環境管理については記述を見直します。
224	60	22	「忌避剤や威嚇音等による追い払い」→「威嚇音等による追い払い」に変更すべき。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
225	61	5	事業目標については、過去の捕獲等の実績に基づき定めるのではなく、生息数や生息密度、生息域、被害量等からも目標設定しても良いように記載すべき。	1	御意見を踏まえて、指定管理鳥獣捕獲等事業の目標として、捕獲数等を設定する際には、過去の捕獲等の実績だけではなく、「個体数推定及びそれを基に可能な限り将来予測等」からも設定できるよう修正します。「等」には生息状況に関する調査結果（生息数や生息密度、生息域等）や被害量等についても含まれます。
226	61	9	「具体的に定めるよう努めるものとする。」→「具体的に定める」に変更すべき。	1	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標については、75頁37行～に記載しているように、「具体的に定めるものとする」としていますが、第2種特定鳥獣管理計画の策定段階では具体的に定めることが難しいことも想定されるため、「努めるものとする」としています。よって、原文の通りとします。
227	61	44	「保護管理すべき鳥獣の種類」の「保護」を削除すべき。	2	ご指摘を踏まえ、修正します。
228	62	17	特定計画に「評価」の項目を追記すべき。	1	特定計画の作成に当たって、評価については「管理の目標」に、そのためのモニタリングは「その他の管理のために必要な事項」に記載することとし、計画の作成及び実行手続として、モニタリング結果を踏まえた計画の有効性の評価と計画の見直しをすることと記載しています。
229	62	25	(1)の検討会・連絡協議会の設置項目の「学識経験者、関係行政機関、(省略)地域住民等からなる検討会を設置し、」の中に、「鳥獣保護管理プランナー」を追加すべき。	1	鳥獣保護管理プランナーについては、必ずしも検討会委員として参画するのではなく、外部専門家として助言する等の関わり方もあり得ることから、例示していないが、「等」に含むものと考えます。
230	62	30	分析・評価のための委員会については、既存の検討会、連絡協議会等で十分。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
231	62	43	銃猟による人身被害を含む被害が後を絶たないなかで、夜間銃猟を許可すべきではない。	1	法律上、夜間銃猟に関する規定が設けられていることから、安全面を考慮して記述しています。

No.	頁	行	意見の概要	意見 件数	回答
232	63	17	「公表するよう努めるものとする。」→「公表する」に変更すべき。	1	法律上、平成23年地方分権一括法において、地方公共団体に対する義務付け規定の見直しとして「努めるものとする」としたものであり、原文の通りとします。
233	63	22	「公表するよう努めるものとする。」→「公表する」に変更すべき。	1	特定計画の実実施計画については、任意の計画であることから、都道府県に公表を義務付けることはできません。よって、原文の通りとします。
234	64	13	「特に個体群管理の基礎となる捕獲報告（捕獲日、捕獲位置、個体の年齢、性別、捕獲作業別の出勤時間・人工・手法の詳細・作業範囲など）については、これまで以上に正確を期すよう努めることとし、関係者への普及啓発を図ることとする。」を追記すべき。	1	御意見を踏まえ、「特に、第二種特定鳥獣については、個体群管理の基礎となる捕獲情報（鳥獣種、捕獲数（雌雄別、幼成獣別等）、捕獲場所等）については確実な情報収集に努めるものとする。」と追記します。
235	64	17	「提案や助言を行うよう努める」→「提案や助言を行うとともに、都道府県間での連携の促進を図る」に変更すべき。	1	モニタリング手法の共通化においては、必ずしも都道府県による連携が必要ではなく、国からの技術的助言等によることも可能なことから、原文の通りとします。
236	64	25	認定鳥獣捕獲等事業者に限定するような書き方は改めるべき。	1	御意見を踏まえて修文します。
237	64	26	「鳥獣管理に関する知識や技能を持った認定鳥獣捕獲等事業者を活用することが望ましく、必要に応じて外部の専門家と連携して実施するものとする。」→「科学的評価を実施する専門家を都道府県が配置し評価を行うこと、データの収集にあたっては、鳥獣管理に関する知識や技能を持った認定鳥獣捕獲等事業者を活用することが望ましく、必要に応じて外部の専門家と連携して実施するものとする。」に変更すべき。	1	科学的評価を実施する専門家を都道府県職員として配置することは、都道府県にとって負担が大きい場合も想定されるため、必ずしも都道府県職員として配置する必要がなく、外部の専門家や研究機関等に依頼することも考えられます。よって、原文の通りとします。
238	64	28	計画の評価結果の公表の時期を指定すべき。	1	特定計画の評価結果の公表の時期については、各都道府県において適切に判断されるものであり、原文通りとします。
239	64	35	行政機関で保護及び管理に精通した人材を育成し、施策の一貫性を確保する体制を構築することは重要である。ただし、ここにある「行政機関」という表現は曖昧なので、さらに具体的に書いてもよい。	1	行政機関は、国、都道府県、市町村等を指します。それぞれの組織で求められる人材については、I 第四1に具体的に記載していますので、原文通りとします。
第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項					
240	65	38	国（生物多様性センター等）においても、この都道府県データの収集により分布図作成に注力していただきたい。	1	鳥獣保護管理事業計画に盛り込むべき事項であり、都道府県が実施する調査について記載しています。国による調査については、12頁21行～記載しています。
241	66	10	ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査では、種の誤認による結果が散見されることから、熟練したボランティア等の活用と合わせて、調査の実施に際して、地域で日頃より水鳥の観察等とおして、その実情に詳しい者の参加を促進し、調査精度の向上に勤める事が必要。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
242	66	28	「クマ類、ニホンジカ等」→「クマ類、ニホンジカ、イノシシ等」と変更すべき。	1	御意見を踏まえて「イノシシ」を追加します。
243	66	30	「捕獲等の状況の把握」→「捕獲の状況や努力量当たりの捕獲数など生息状況の把握」とすべき。	1	御意見を踏まえ、「～捕獲に関する情報を収集・分析すること等により、生息状況の把握～」に修文します。
244	67	4	4行目の文章の後に「調査のアンケートについては、できるだけ回収率を高めるよう努力するとともに、出猟カレンダーなどの様式については国が共通化を促進するものとする。」を加えるべき。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
245	67	11	「個体群動態等」→「個体群動態また被害の原因となり得る人間活動等」と変更すべき。	1	鳥獣に関する調査事項を示したものであり、原文の通りとします。
第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項					
246	68	2	鳥獣の管理の比重を重視するあまり、その担い手である猟友会に偏った任命を避け、地域の自然保護関係者等も含めた、バランスのとれた配置を行うべき。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
第九 その他					
247	71	10	救護個体に関して、リハビリもしくは終生飼養という名目で、違法飼養とならないように、救護個体の識別による追跡や報告が行われるようにするべき。	1	今回の意見募集対象は、中央環境審議会で審議を行った法改正に係る変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。

No.	頁	行	意見の概要	意見 件数	回答
248	72	43	「捕獲した鳥獣を可能な限り食肉等として活用することを推進するよう努めるものとする」→「捕獲した鳥獣を可能な限り食肉等として活用するため、食資源としての安全性担保の体制を構築するよう努めるものとする」に変更すべき。	1	鳥獣を食肉として利活用するための安全確保体制については、鳥獣保護法に基づく基本指針の範囲外のため、原文の通りとします。
IV 指定管理鳥獣の管理に関する事項					
第一 指定管理鳥獣捕獲等事業実施に関する事項					
249	74	7	指定管理鳥獣捕獲等事業が実施できるのは、国・都道府県に加えて、市町村および広域の市町村も実施できるようにすべき。	1	法律上、指定管理鳥獣捕獲等事業が実施できるのは、都道府県及び国の機関としています。
250	74	19	「捕獲等」→「管理」と変更すべき。	1	小委員会の議論を踏まえ、指定管理鳥獣捕獲等事業においては、捕獲に関する目標が必要と考えています。よって、原文の通りとします。
第二 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成に関する事項					
251	75	15	事業成果の評価に当たっては、一定の時間を要することから、指定管理鳥獣捕獲事業の実施期間について、複数年の設定も可能とされたい。	1	指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間は、特定計画の管理の目標を達成するために、随時、機動的に必要な捕獲事業を実施していく観点から、原則として1年以内としています。なお、実施計画の評価については、各事業の目標の達成状況を踏まえて評価すべきものと考えています。さらに、特定計画の管理の目標については、実施計画に加えて、狩猟や許可捕獲の実績や被害状況等も勘案して評価を行うべきと考えます。
252	76	4	「回収・処分方法」→「捕獲個体の回収・処分方法」に変更すべき。	1	御意見を踏まえ、修文します。
253	76	31	捕獲等をした鳥獣を放置する場合は、死体捕食者への影響を評価することを追記すべき。	1	御意見を踏まえ、「モニタリング等によって放置した個体による影響を把握し、」と追加します。
254	76	33	夜間銃猟については、中山間地域においても人々が生活していることに鑑み、夜間発砲は、禁止とすべき。	1	法改正によって、夜間銃猟が実施できることとなったため、基本指針や通知等で安全確保をはじめとした実施条件等を記載することとしています。
255	76	38	「都道府県知事が、」を削除し、「厳格な安全管理が可能と判断した」→「錯誤捕獲が発生せず、人身事故等重大な事故が発生せず、仮に発生した場合の責任につき具体的な措置が定められている」に変更すべき。	1	法律上、都道府県知事が確認を行うこととしており、原文の通りとします。
256	77	43	指定管理鳥獣捕獲等事業に基づく捕獲に際して、都道府県および国からの委託を受けて行う場合は、非鉛弾の使用を義務付けるべき。	2	法律上、義務付けをしていませんが、指定管理鳥獣捕獲等事業において、捕獲個体の放置を行う場合は、非鉛弾の使用が要件となっています。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
第三 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成及び実行手続					
257	78	23	現行では、例えば、わな捕獲を行うとする場合では、実際の実施段階において、わなが設置される森林の所有者の合意があればよいとされており、今般創設された指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定段階で、実施区域に含まれる全土地所有者から意見を求めることは、必要性及び実現可能性の面から見ても困難であり、適切ではないと考えます。利害関係人の意見聴取については、計画の策定にあたっては、意見募集等を実施することとし、個々の土地所有者等個人からそれぞれ意見聴取することは不要とすべき。その上で、計画に基づき捕獲を実施しようとする場合は、捕獲の実施者は、土地所有者の同意を得るものとするべき。	1	御意見を踏まえて、土地所有者個人を利害関係者の例示から除外し、「地域の事情に応じて、実施区域に係る土地所有者や管理者等の関係機関並びに団体等から利害関係人が選定されるよう留意する。」と修文します。
258	78	26	「実施区域に係る土地所有者や管理者等の関係機関並びに団体または個人が利害関係人として選定されるよう留意する。」→「実施区域に係る土地所有者や管理者等の関係機関並びに団体または個人が利害関係人として選定されるよう留意するとともに、主体的に関与できる仕組み作りを検討する。」に変更すべき。	1	法律上、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施者は、都道府県又は国の機関としています。当該箇所については、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成手続きとして、利害関係人の意見聴取について定めているため、原文の通りとします。
259	79	4	実施計画と国の機関が自ら管理する区域等において捕獲等を実施する場合の整合は、本来、都道府県が当該実施計画を策定する段階で協議すべき。	1	63頁10行～記載した通り、国が指定管理鳥獣捕獲等事業の実施を想定している場合は、第2種特定鳥獣管理計画の策定段階で、国の機関はあらかじめ都道府県知事と情報共有を行うとともに、第2種特定鳥獣管理計画については当該国の機関の長と協議を行うこととしています。

No.	頁	行	意見の概要	意見 件数	回答
260	79	9	国の機関が、自ら管理する区域等において指定管理鳥獣の捕獲を行う場合、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成するという記載が見受けられない、単に、都道府県に一定の内容を記載した書面を提出することが定められているだけである。国が事業を行う場合も指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成し、公開を行うべきである。	1	国の機関が指定管理鳥獣捕獲等事業を行う場合においても、都道府県が作成した指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に従って実施する必要があります。
第四 指定管理鳥獣捕獲等事業の委託の考え方					
261	79	32	「特に厳格な安全管理と長期的な捕獲の有効性の持続を担保するための適切な計画が求められることから、夜間銃猟をする際の安全管理と捕獲に関する知識及び技術について必要な基準に適合している認定鳥獣捕獲等事業者に委託する。」に変更すべき。	1	夜間銃猟を実施する事業者の認定にあたっては、夜間銃猟特有の長期的な捕獲の有効性の持続を担保するための適切な計画を要件としていないことから、原文の通りとします。なお、77頁4行～、及び、81頁17行～において、警戒心の高い鳥獣を増加させないよう、長期的にみても効果が得られる適切な方法で実施することを記載しています。
262	79	40	「従事者の鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識」→「従事者の鳥獣の管理や捕獲等をするために必要な知識及び技能」と変更すべき	1	認定鳥獣捕獲等事業者の要件として、従事者が鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識を有していることを位置づけているが、それ以外の計画策定や評価等に関する技能及び知識は、有していることは望ましいものの、要件ではないため、原文通りとします。なお、82頁24行を「技能や知識」に修文します。
263	79	40	「認定鳥獣捕獲等事業者については、鳥獣の捕獲等をする際の安全管理体制や、従事者の鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識等が一定の水準に達していること」が捕獲事業の委託先に選ばれる要件としているが、ここに地域の生態系や野生鳥獣の生息状況の把握ができることという要件を加えるべき。	1	認定鳥獣捕獲等事業者の要件については、省令で定めるほか、必要に応じて通知等で詳細をお示しします。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
264	79	41	認定鳥獣捕獲等事業者の基準について詳細な例示により、具体的なものを示していくべき。	1	認定鳥獣捕獲等事業者の認定基準については、省令で定めるほか、必要に応じて通知等で詳細をお示しします。
265	79	44	以下、「」内を追加すべき。 活用が期待される。ただし、「当面の間」認定鳥獣捕獲等事業者に変更すべき。	1	指定管理鳥獣捕獲等事業は認定鳥獣捕獲等事業者に委託することが望ましいとしていますが、法律上、「その他環境省令で定める者」にも委託できることとしています。この「その他環境省令で定める者」の要件については、省令で定めることとしており、その要件については適宜見直すこととしています。よって、原文の通りとします。
266	79	44	認定鳥獣捕獲等事業者については厳格な認定基準と事業者責任についての規制があるはずだが、「ただし、認定鳥獣捕獲等事業者が確保できない場合においては、地域の実情に応じて、認定鳥獣捕獲等事業者以外の者であっても、必要な安全管理体制や技能及び知識を有し、適切かつ効果的に捕獲等事業を実施することが見込まれる者については、指定管理鳥獣捕獲等事業を委託できるものとする」は、それらを不問に付す内容を持つため、削除すべき。	1	指定管理鳥獣捕獲等事業は認定鳥獣捕獲等事業者に委託することが望ましいとしていますが、法律上、「その他環境省令で定める者」にも委託できることとしています。この「その他環境省令で定める者」の要件については、省令で定めることとしており、その要件については適宜見直すこととしています。よって、原文の通りとします。
267	79	44	指定管理鳥獣捕獲等事業の委託先は、原則的に認定鳥獣捕獲等事業者に限定すべきだが、都道府県が平成27年度にたてる第2種特定鳥獣管理計画の計画期間5年間の範囲で、将来鳥獣捕獲等事業者として認定を受ける見込みがあり、かつ法人格を有する者も委託先とできる旨を定めるべき。	1	指定管理鳥獣捕獲等事業は認定鳥獣捕獲等事業者に委託することが望ましいとしていますが、法律上、「その他環境省令で定める者」にも委託できることとしています。この「その他環境省令で定める者」の要件については、省令で定めることとしており、その要件については適宜見直すこととしています。よって、原文の通りとします。
268	80	2	「必要な安全管理体制や技能及び知識を有し」→「必要な安全管理体制や鳥獣の管理や捕獲等に関する知識及び技能を有し」と変更すべき。	1	認定鳥獣捕獲等事業者の要件として、従事者が鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識を有していることを位置づけていることを踏まえ、「鳥獣の捕獲等に必要な安全管理体制や技能及び知識を有し」に修文します。
269	80	3	「指定管理鳥獣捕獲等事業を委託することができるものとする。」の前に「当面の間」を追記し、後に「なおこの措置は、認定鳥獣捕獲等事業者の育成状況を勘案して見直しを行う。」を追記すべき。	1	指定管理鳥獣捕獲等事業は認定鳥獣捕獲等事業者に委託することが望ましいとしていますが、法律上、「その他環境省令で定める者」にも委託できることとしています。この「その他環境省令で定める者」の要件については、省令で定めることとしており、その要件については適宜見直すこととしています。よって、原文の通りとします。

No.	頁	行	意見の概要	意見 件数	回答
270	80	5	指定管理鳥獣捕獲事業を実施する地域における十分な捕獲実績や捕獲実施区域の実情に精通している者を委託先として選定するよう考慮するのであれば、認定鳥獣捕獲等事業者が選定されることは少ないと思われる。	1	十分な捕獲等実績を有する者については、当該地域における捕獲等事業の確実な実施が見込まれることから、業務の円滑な実施の観点から、このような者を選定するよう考慮すべき場合があります。よって、原文の通りとします。
271	80	5	以下の箇所は削除すべきである。 「さらに、業務の円滑な実施の観点から、必要に応じて、当該事業を実施する地域において、十分な捕獲等実績を有するとともに、捕獲実施区域の実情に精通している者を選定するよう考慮するものとする。」	4	十分な捕獲等実績を有する者については、当該地域における捕獲等事業の確実な実施が見込まれることから、業務の円滑な実施の観点から、必要に応じて、このような者を選定するよう考慮すべき場合があります。よって、原文の通りとします。
272	80	6	「…、十分な捕獲等実績を有するとともに、捕獲実施区域…」の「十分な捕獲等実績を有するとともに、」を削除すべき	1	十分な捕獲等実績を有する者については、当該地域における捕獲等事業の確実な実施が見込まれることから、業務の円滑な実施の観点から、必要に応じて、このような者を選定するよう考慮すべき場合があります。よって、原文の通りとします。
273	80	10	「狩猟者団体等の狩猟活動に配慮するとともに」を削除すべき。	1	狩猟によるニホンジカの捕獲数は、全体の半分近くを占める等、狩猟者団体等の活動は、個体群管理に貢献していると認識しています。よって、原文の通りとします。
274	80	15	「業務として適切な価格で発注するよう、」という語句が、同文中で重複しているため、どちらかを削除すべき。	1	御意見を踏まえて修文します。
275	80	18	「安全体制等」→「安全体制及び鳥獣の福祉等」に変更すべき。	1	「等」には鳥獣の福祉に関する知識も含むものと考え、原文の通りとします。
276	80	32	「違法又は不適正な行為があったときには、証明書を回収し、行為の責任を問うこととする。」を追記すべき。	1	違法行為等があった場合には、法律に基づき適切な対応がなされるものと考えています。よって、原文の通りとします。
第五 夜間銃猟の実施に関する作業計画					
277	80	37	夜間銃猟の安全性の確保についての記載があるが、実効性があるとは思えない。銃猟による重大な事故が後を絶たない中での夜間銃猟は容認できないため、削除すべき。	1	法改正によって、夜間銃猟が実施できることとなったため、基本指針や通知等で安全確保をはじめとした実施条件等を記載することとしています。
278	80	41	「夜間銃猟をする際の安全管理及び長期的な捕獲の有効性の持続を担保するための適切な計画の作成能力、実行能力について必要な基準に適合している認定鳥獣捕獲等事業者に委託する。」と変更すべき。	1	夜間銃猟を実施する事業者の認定にあたっては、夜間銃猟特有の「長期的な捕獲の有効性の持続を担保するための適切な計画の作成能力、実行能力」を要件としていないことから、原文の通りとします。なお、77頁4行～、及び、81頁17行～において、警戒心の高い鳥獣を増加させないよう、長期的にみても効果が得られる適切な方法で実施することを記載しています。
279	81	4	夜間銃猟の必要性は、都道府県知事が判断するものであるから、「必要性」を削除すべき。	1	夜間銃猟の実施日時については、都道府県知事が判断する夜間銃猟の実施の必要性に鑑みて、認定鳥獣捕獲等事業者が作成する作業計画において、具体的な時間帯を定める必要があると考えます。よって、原文の通りとします。
280	81	10	夜間銃猟の実施方法について、安全確保と捕獲効率の観点から正確な射撃を行うために、使用する銃の種類としては、ライフル銃（特に反動の小さなもの）が望ましい。	1	夜間銃猟の実施方法については、安全確保等の観点から、実施する地域や捕獲方法に応じて決めるべきものと考えます。なお、必要に応じて、通知等において留意すべき事項を示す予定です。ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
281	81	17	「鳥獣」→「個体」に変更すべき。	1	御意見を踏まえて修文します。
282	81	20	「夜間銃猟をする全ての捕獲従事者」の「者」を明確にすべき。	1	捕獲従事者は鳥獣の捕獲等に従事する者として、省令や通知において詳細を定める予定です。
283	81	28	「実施すべき安全管理対策等が異なることに留意するものとする。」→「実施すべき安全管理対策のみならず、採用する手法や装備、必要とされる技能等が異なることに留意するものとする。」に変更すべき。	1	当該記載については、安全確保のために必要な措置を記載したものであり、時間帯によって、安全確保のための手法や装備、技能が異なることについては、安全管理対策の中で示すものと考え、原文の通りとします。

No.	頁	行	意見の概要	意見 件数	回答
第六 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施結果の把握と評価					
284	82	11	都道府県が行う指定管理鳥獣捕獲等事業について、委託された認定鳥獣捕獲等事業者が評価を行うことは、その内容を優位に誘導する恐れもあり、委託された認定鳥獣捕獲等事業者以外の他の認定鳥獣捕獲等事業者が評価を行う場合も、その公平性が担保されるか懸念される。従って、評価制度については、発注者側の事後評価制度等により担保することが望ましいといった対応を提案する。	1	指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の評価を行うのは実施計画の策定者である都道府県であり、その旨を追記します。なお、都道府県は、評価の実施にあたり、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の目標の達成状況、第二種特定鳥獣管理計画の目標に対する寄与の程度、指定管理鳥獣捕獲等事業の効果・妥当性等について、科学的な側面から評価する際に、鳥獣の管理に関する知識や技能を持った認定鳥獣捕獲等事業者を活用することが望ましいと考えており、科学的な評価であることから受託者であっても差し支えないものと考えます。なお、都道府県の判断により、他の方法で評価を行うことは妨げません。
285	82	12	「捕獲情報等（鳥獣種、捕獲数（雌雄別、幼成獣別等）、捕獲場所、捕獲努力量等）」→「捕獲情報等（鳥獣種（対象とした鳥獣以外のものも含む。）、捕獲数（雌雄別、幼成獣別等）、捕獲場所、設置したわなの種類と数を含む捕獲努力量、錯誤捕獲の割合）」に変更すべき。	1	錯誤捕獲に関する情報については、指定管理鳥獣捕獲等事業の目標達成の評価に直接的に使用するものではないため明示していませんが、御意見の通り必要な情報であり、「等」に含まれるものと考えます。ご意見の趣旨は、今後の施策の参考にさせていただきます。
286	82	13	捕獲情報等の内容を（鳥獣種、捕獲数、捕獲日、捕獲位置、個体の年齢、性別、捕獲作業別の出勤時間・人工・手法の詳細・作業範囲、銃猟の場合は命中率、群れ殲滅率等）と変更すべき。	1	「捕獲情報等」に含むと考えており、詳細については、通知やガイドライン等で示すこととします。御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
287	82	13	受託者からの捕獲情報について、場所ごとの捕獲効率を詳しく評価するために、捕獲場所についてはより詳細な記録が必要である。このため、少なくとも1kmメッシュ、できれば2万5千分の1地形図に記入して報告するべきである。また、同じ理由から、捕獲努力量についても場所毎・日毎・従事者毎の人工等を記録するべきである。さらに、捕獲の効果を評価するために、捕獲前後での個体数指数の比較が必要である。このためカメラトラップ調査やライトセンサ調査等の個体数指数調査を捕獲前後で実施する必要がある。	1	指定管理鳥獣捕獲等事業の詳細については、必要に応じて通知で示す予定です。御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
288	82	24	認定鳥獣捕獲等事業者に限定するような書き方は改めるべき。	1	御意見を踏まえて修正します。
289	82		指定管理鳥獣捕獲事業の認定取消しに関する記述を加えるべき。	1	指定管理鳥獣捕獲等事業は、認定をするものではないため、認定取り消しはありません。なお、認定鳥獣捕獲等事業者の認定取り消しの詳細については、省令や通知等において定める予定です。